



きずな通信

橋口社会保険労務士事務所・労働保険事務組合きずな 2024.6月 No.230
(takekazu.hashiguchi@iaa.itkeeper.ne.jp)

社会保険加入の事業所さまへ



● 社会保険料の算定期間中です。

社会保険料の等級が適正であるか、年に1度社会保険料の算定が行われます。

4・5・6月に支払われた給与を元に、一年間の社会保険料の等級を決定するもので、6月支払いの給与が確定されましたら、給与資料の提出を宜しくお願いいたします。残業手当や休日出勤手当の金額も含めた総支給額が必要です。また、出勤日数が必要な方（日給・時給計算の方）は出勤日数が確認出来る書類も宜しくお願い致します。

● 夏期賞与支払い届けを提出します。

賞与支払い届けは、賞与が支給された場合、賞与が支給されない場合、ともに届出が必要です。支給された場合は、支給日・支給された方のお名前、金額が必要です。ご連絡お願いいたします。

宮崎県地方も6月8日梅雨入りしました。昨年より9日遅い梅雨入りです。

この時期は設備や環境での労災の危険リスクが高まるだけではなく、人も「不安全・不健康な状態」になりやすいものです。常日頃から従業員が安全で健康的に働けるよう、工夫しながら、対策を進め、労災事故のない働きやすい職場を目指しましょう。

労働保険事務組合きずなの皆様へ

● 労働保険料の納付をお願いいたします。

6月10日<月曜日>に、宮崎県労働局にて、無事 事務組合きずなの労働保険料申告が完了いたしました。ご協力ありがとうございました。事業所様へは随時、納入通知書をお送りしておりますので、期限内（6月28日）での納付をお願い致します。（集金をご希望の事業所様は、ご連絡お願い致します。）

【 ご案内 】

当事務所職員 社会保険労務士河野が、日本FP協会宮崎支部主催の「FPフォーラム in 宮崎」でセミナーの講師を務めます。

～ あなたの未来とお金を知る ライフプランセミナー ～

参加
無料

30代～40代向けに家計の見直しを一緒に考えようという内容です。お金について考える機会というのは、なかなかないので、もし、ご興味のある経営者の方・従業員の方がいらっしゃいましたら、当事務所の河野までご連絡ください！

- ・ 開催日時：6月29日（土）10：30～11：30
- ・ 場所：宮崎市民プラザ（宮崎市役所の真横）です

【6月23日（日）が公式な申込締切日ですが、前日まで受付可能です！】